

■ 政策枠組

総合計画	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>プラスチック汚染対策の一層の強化に関する意見（それを踏まえた地方政府の取組を含む）</u>（詳述①）
------	---

基本法制度 拡大生産者責任 (EPR)	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>固形廃棄物法の改正</u>（詳述②） ● <u>生産、販売及び使用が禁止又は制限されるプラスチック製品目録</u>（詳述③） ● 廃プラ処理利用の抑制管理に関する規則
---------------------------	--

■ 資源循環

リデュース	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>特定プラ製品の製造、販売、使用の禁止</u>（詳述④） ● <u>代替品の使用促進、新ビジネスモデル育成</u>（詳細⑤） ● プラ袋への課税、有料化
-------	--

リユース リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ● リユース、リサイクル可能な配達ボックス利用の促進 ● 資源化、EPR化推進
---------------	--

マイクロ ビーズ	<ul style="list-style-type: none"> ● MBを含む化粧品の製造・販売禁止 ● 小売り業者によるMBを含む角質除去／洗浄製品の自主的廃止措置
-------------	--

代替素材	<ul style="list-style-type: none"> ● 分解性材料の実用化の強化 ● 生分解性買い物袋、フィルム、ビニール袋の使用促進
------	--

公共調達	<ul style="list-style-type: none"> ● グリーン調達の強化 ● 公共機関による使い捨て非分解性プラ製品の使用停止
------	---

■ 適正処理

廃棄物処理 体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃プラの分別・回収・処理の強化 ● 廃プラ回収・リサイクル時の汚染管理に関する技術仕様書の作成
-------------	--

流出防止	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>港湾主任システム</u>（詳述⑥） ● 廃プラ特別清掃の実施 ● 廃棄物の海洋への投棄禁止 ● 海洋環境衛生管理システムの構築
------	---

ごみ回収	<ul style="list-style-type: none"> ● 海洋ごみの専門処理 ● 国民に対する海岸清掃活動への参加呼びかけ
------	---

■ 横断的取組

技術開発	<ul style="list-style-type: none"> ● 分解性材料の技術検証
------	--

普及啓発 官民協力	<ul style="list-style-type: none"> ● プラ汚染対策の広報の強化 ● セミナー、ボランティア活動の推進
--------------	--

科学的知見 の蓄積	<ul style="list-style-type: none"> ● プラ製品の環境リスクの研究、評価 ● 汚染メカニズム、モニタリング、予防管理技術、政策に関する研究の強化
--------------	---

国際協力	<ul style="list-style-type: none"> ● UNEP地域海行動計画への参加 ● バーゼル条約遵守 ● 国際ワークショップの開催
------	---

①中国：プラスチック汚染対策の一層の強化に関する意見

プラスチック汚染対策を一層強化し、プラスチック製品の長期的な管理メカニズムの確立・改善を目的として、国家発展改革委員会及び環境生態省は国の今後の対策の枠組みを公表した。

策定年・期間 2020年1月16日付

目標等

- **2020年まで**：一部の地域・分野で一部のプラスチック製品の生産、販売及び使用を禁止又は制限する
- **2022年まで**：使い捨てプラスチック製品の消費量を明らかにし、代替製品を普及させ、プラスチック廃棄物の資源・エネルギー化率を大幅に引き上げる。プラスチック汚染問題が深刻な分野及びEC、速達、デリバリー等の振興分野において、複製・普及可能なプラスチック減少及びグリーン物流のモデルを形成する。
- **2025年まで**：プラスチック製品の生産、流通、消費及び回収処置などのプロセスの管理制度をほぼ確立し、多元な共同治理体制をほぼ形成する。代替製品の開発、応用レベルをさらに引き上げ、重要な都市のプラスチック製品埋立量を大幅に減らし、プラスチック汚染を効果的に制御する。

対策

上記の目標を達成するため、以下の3つが主要任務として指定されている。

1. 生産・販売・使用の禁止

- 超薄型レジ袋、超薄型ポリエチレン製農業用フィルムの生産及び販売を禁止。
- 医療廃棄物を原材料とするプラスチック製品の製造を禁止。
- 廃棄プラスチックの輸入を全面的に禁止。
- 使い捨ての発泡プラスチック食器、使い捨てのプラスチック製綿棒、マイクロプラスチックビーズを含む日用化学製品の生産及び販売を段階的に禁止。
- 非生分解性のビニール袋、使い捨てのプラスチック製品、速達用プラスチックの包装などの使用を段階的に禁止。

2. 代替製品の普及：環境に優しいプラスチック製品及び代替製品の研究開発、規範的な回収・循環利用、プラスチック汚染を減少する新業態の育成。

3. 廃棄物の循環利用の促進：プラスチック廃棄物の分類、回収及び輸送の強化、プラスチック廃棄物の資源化利用の促進

①中国：プラスチック汚染対策の一層の強化に関する意見に基づく地方自治体での取組

プラスチック汚染対策の一層の強化に関する意見を受けて、様々な地方自治体が独自の取組の実施を表明した。

対策

【中牟県プラスチック防止等のための行動計画】

2020年末までに県におけるプラスチック製品の生産・流通・消費・リサイクル・処分の適正な管理システムの設置、2021年末までに県内の都市部はプラスチックごみの埋め立てゼロの達成及び家庭廃棄物の分類率97%以上の達成、2022年末までにマイクロビーズを含む化学製品、非生分解性プラスチック袋、ケータリングにおける非分解性使い捨てプラスチック食器・カトラリーの禁止を掲げている。具体的な措置として、以下を掲げている。

プラスチック製袋：厚さ0.025mm以下の超薄型プラスチック袋及び厚さ0.01mm以下の農業用マルチフィルムの製造及び販売禁止。非分解性プラスチック袋を2020年から2025年までに段階的に禁止。

使い捨てプラスチック食器・カトラリー：ケータリングにおける非分解性使い捨て食器・カトラリーを2022年までに段階的に禁止。

廃棄プラスチックの輸入：完全に禁止。

ホテル産業における使い捨てプラスチック製品：2022年までに段階的に積極的な提供を禁止。

【北京市生活ゴミ管理条例（改正版）】

商業施設でのプラスチック製レジ袋（厚さ0.025mm）の無料提供に対する罰則を強化（初回は5,000元（約7万5,000円）、2回目以降は1万元以上5万元以下の罰金）した。

【上海市プラスチック汚染防止の更なる強化の実施方案】

7月に国が発表した「プラスチック汚染防止を確実に実施するための通知」は、各省や自治区等に対して目標達成のための検査、管理監督等を求めており、それを踏まえて、上海市は独自の強化の実施方案を作成した。具体的には、2020年末までに市内のスーパー等の主要な店舗や各種展示会活動でプラスチック袋の提供を禁止し、2021年末までに市内の星付きホテルに使い捨てプラスチック用品の提供を控えるよう求めているほか、2023年末までにすべてのホテル、民宿に適用を拡大する予定。

②中国：固形廃棄物法の改正

固形廃棄物法（1995年）の第5次改正。「廃棄物」の定義を改正し、廃棄物排出者への要求事項、廃棄物の輸入及び使い捨てプラスチックの使用禁止、違反への罰則等を規定。

策定年・期間 2020年4月29日公布、同年9月1日施行。

目標等

- 固形廃棄物の輸入をゼロにする（第24条）。違反者・輸送者には罰金が課せられる。

対策・内容

- **「廃棄物」の定義**：物質または製品が国家製品品質基準を満たし、無害加工後は公衆衛生や生態系への悪影響を及ぼさない場合、又は固形廃棄物特定基準及び手順に準じて非廃棄物と特定された場合は、非廃棄物（non-waste）とされる。
- **製品及び包装容器のリサイクル**：リサイクルが義務付けられる製品及び包装容器のカタログ作成を予定。Eコマース、出前及びファストフード産業も再使用・リサイクル可能な包装容器素材の使用を優先し、包装容器の使用を削減することを義務化。
- **使い捨てプラスチック禁止**：非生分解性及び使い捨てプラスチック製品の生産・販売・使用の禁止又は制限。小売、Eコマース、出前、ファストフード業者の使い捨てプラスチック製品の使用及びリサイクルについての当局への報告を義務化。ホテル産業が積極的に使い捨て製品を提供することを禁止。

プラスチック汚染対策の一層の強化に関する意見が規定している生産・販売が禁止及び使用が禁止/制限される製品を具体的に明記したものの。

策定年・期間 2020年4月10日

対象

1. 生産・販売が禁止されるプラスチック製品

- 厚さが0.025mm以下の超薄型レジ袋
- 厚さが0.01mm以下の超薄型ポリエチレン製農業用フィルム
- 医療廃棄物を原材料とするプラスチック製品
- 使い捨ての発泡プラスチック食器、プラスチック製綿棒
- マイクロプラスチックビーズを含む日用化学製品

2. 使用が禁止又は制限されるプラスチック製品

- 非生分解性のビニール袋
- 使い捨ての非生分解性のプラスチック食器、プラスチックストロー
- ホテル等で使われる使い捨てのプラスチック製品
- 速達用プラスチックの包装（非生分解性のプラスチック包装袋、使い捨ての碑文改正プラスチック網袋、非生分解性のプラスチックテープ）

④中国：特定プラ製品の製造、販売の禁止

「プラスチック汚染対策の一層の強化に関する意見」の中で、特定のプラ製品の製造、販売を禁止。

開始年・期間 2020年1月16日付

対象・内容

以下を禁止

- 厚さ0.025mm未満の超薄型プラ製買い物袋及び厚さ0.01mm未満のポリエチレン農地フィルムの製造・販売
- 医療廃棄物を原料とするプラ製品の製造
- 廃プラの輸入
- 使い捨て発泡プラ食器、使い捨てプラ綿棒の製造・販売（2020年末までに）
- プラスチックマイクロビーズを含む化粧品の製造・販売（2022年末までに）

実績

2008年から、厚さ25 μ m以下の非生分解性プラ袋の生産、販売、使用を禁止（健康と食品安全のために使用される場合、生鮮食品・調理された食品・麺類をまとめて入れる場合を除く）。また厚さ25 μ m以上のプラ袋を有料化。

④中国：非分解性プラ袋の使用禁止

「プラスチック汚染対策の一層の強化に関する意見」の中で、非分解性プラ袋の使用を禁止。

開始年・期間 2020年1月16日付

対象・内容

以下を禁止

- 直轄市、省都、計画単列市の都市エリアにおけるショッピングモール、スーパーマーケット、薬局、書店などの場所及びテイクアウト、フードデリバリーサービス、各種展示会活動などでの非分解性プラ袋の使用（2020年末までに）
- 地級レベル以上の都市エリアと沿岸地域の県の都市エリアにおけるショッピングモール、スーパーマーケット、薬局、書店などの場所及びテイクアウト、フードデリバリーサービス、各種展示会活動などでの非分解性プラ袋の使用（2025年末までに）
- 上記地域における野外市場（バザール）における非分解性プラ袋の使用（2025年末までに）

このほか、条件の合う地方、都市部と農村部の結合地域、郷鎮や農村地域の野外市場などで、非分解性プラ袋の使用中止を奨励

実績

2008年から、厚さ25 μ m以下の非生分解性プラ袋の生産、販売、使用を禁止（健康と食品安全のために使用される場合、生鮮食品・調理された食品・麺類をまとめて入れる場合を除く）。また厚さ25 μ m以上のプラ袋を有料化。

④中国：使い捨てプラ食器の使用禁止

「プラスチック汚染対策の一層の強化に関する意見」の中で、使い捨てプラスチック食器の使用を禁止。

開始年・期間

2020年1月16日付

対象・内容

以下を禁止

- 全国のレストランにおける非分解性使い捨てプラスチックストローの使用（2020年末までに）
- 地方級レベル以上の都市エリア、観光エリアのレストラン、飲食サービスにおける非分解性使い捨てプラスチック食器の使用（2020年末までに）
- 県の都市エリア、観光エリアのレストラン、飲食サービスにおける非分解性使い捨てプラスチック食器の使用（2022年末までに）

また、以下の目標も設定

- 地方级以上の都市エリアのレストラン、フードデリバリー領域では、非分解性使い捨てプラスチック食器の消費率を30%減少（2025年までに）

実績

なし

④中国：ホテルでの使い捨てプラ用品の提供禁止

「プラスチック汚染対策の一層の強化に関する意見」の中で、ホテルにおける使い捨てプラスチック用品の提供を禁止。

開始年・期間

2020年1月16日付

対象・内容

- 全国の星付きホテルなどの場所では、使い捨てプラスチック製品を積極的に提供することをせず、自動販売機の設置、連続充填洗剤によって、関連サービスを提供する（2022年末までに）
- すべてのホテル、民宿に使い捨てプラスチック製品を積極的に提供することをせず、自動販売機の設置、連続充填洗剤によって、関連サービスを提供する。（2025年末までに）

実績

なし

④中国：宅配包装におけるプラ製品の使用禁止

「プラスチック汚染対策の一層の強化に関する意見」の中で、宅配包装へのプラ製品の使用を禁止。

開始年・期間

2020年1月16日付

対象・内容

- 北京、上海、江蘇省、浙江省、福建省、広東省などの省市の郵便宅配業者は、まず非分解性プラスチック包装袋、使い捨てプラスチック織袋などの使用を禁止し、非分解性プラスチックテープの使用を削減する（2022年末までに）
- 全国の郵便宅配業者は、非分解性プラスチック包装袋、プラスチックテープ、使い捨てプラスチック織袋などの使用を禁止する（2025年末までに）。

実績

なし

⑤中国：代替品の使用促進、新ビジネスモデルの育成

「プラスチック汚染対策の一層の強化に関する意見」の中で、プラスチックの代替製品及びモデルの適用推進施策に言及。

開始年・期間 2020年1月16日付

対象・内容

- 代替品の適用普及
 - ショッピングモール等で、布・紙袋等の非プラ製品や生分解性買い物袋の使用を促進
 - 生鮮食品の生分解性包装フィルム(袋)の使用を促進
 - レストラン、フードデリバリー分野では、性能・食品安全要件を満たすラミネートフィルムトレーなどのバイオベース製品、生分解性ビニール袋などの代替品の使用を推進
 - 主要なラミネート領域では、農業対策と組み合わせた分解性フィルムの大規模化を推進
- 新たなビジネスモデルの育成、最適化
 - eコマース、テイクアウトなどのプラットフォーム企業による、使い捨てプラ製品の削減代替プログラムの開発及び実施
 - 企業による循環可能な折り畳み式包装製品や物流配送機器の推進

実績

なし

⑥中国：港湾主任システム（Bay Chief System）

国家海洋局が提案した、海洋保護に関して地方政府の責任を明確にすることに重点を置く制度。

開始年・期間 2017年開始

対象

沿岸地域の地方政府による海洋保全活動

内容

- 海洋生態系保護における役割分担の明確化のため、沿岸地域の地方政府の主な責任を規定
- 地方政府の中で港湾主任を決め、それぞれの主任が、割り当てられた海洋保護に関する任務（例：海洋汚染の防止・管理、海洋生態系の回復、環境モニタリング）を遂行

実績

秦皇島市、連雲港市、海口市、膠州湾沿岸地域、浙江省にてパイロットプロジェクトが実施されている。
海口市においては、港湾主任が40名、港湾の視察に関わる人材が136名いる。